

公益社団法人日本カーリング協会

登録規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会運営規則第12条に基づき、カーリング競技に従事、活動する役員、指導者、競技者の公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）への登録について定める。

2 登録とは、カーリング競技の普及発展に寄与するために、それぞれの所属においてその名誉を守り、役員ならびに選手資格を確保する目的により自ら申請するものである。

(加盟団体)

第2条 本協会への登録窓口となる加盟団体とは、各都道府県協会及び（一社）日本車いすカーリング協会をいう。

(登録手続)

第3条 本協会へ登録しようとする者は、前条にある加盟団体を通じて登録をしなければならない。なお登録の際は、指定の書類に必要事項を記入のうえ、当該加盟団体の規定する会費に本協会の登録料を添えて申請する。

2 加盟団体は、登録者名簿をとりまとめ本協会に送付し、併せて所定の登録料を納入することで登録完了とする。

(登録地)

第4条 本協会に登録しようとする者は、加盟団体が統括する地域内に居住または勤務、或いは拠点を置く学校又は所属クラブに在籍する者でなければならない。ただし、その地域において都道府県を統括する団体が未組織の場合は、最寄りの加盟団体に、また、転勤等で居住地と勤務先、学籍が二箇所以上の地域にまたがる場合は、従来所属していた加盟団体のチーム編成や活動実態等を考慮し、いずれかの加盟団体へ登録することができる。

(登録料)

第5条 本協会へは、運営規則第3条に定められた登録料を納入する。

2 いかなる理由があっても、一度納入された登録料は返還しない。

(二重登録の禁止)

第6条 同一年度内において、二つ以上の加盟団体に登録することはできない。

(登録時期と更新)

第7条 登録は、登録名簿の提出と登録料の納入により、毎年これを更新する。

2 更新手続きは、毎年11月までに行うものとする。但し12月中における追加登録を認める。

(登録証の交付)

第 8 条 登録した者には、加盟団体を通じて、登録証を交付する。

- 2 登録会員証は毎年更新発行する。新規登録者には登録時に交付する。会員証の有効期限は協会の会計年度末までとする。
- 3 登録更新をしない者、もしくは登録料を納入しない者の登録は無効であり、その者から登録会員証を加入団体に返納させるものとする。
- 4 登録証を交付された者は、登録証を不正使用又は他人に貸与してはならない。

(登録の変更)

第 9 条 登録者は、転居、転勤、転校その他の都合で所属の加盟団体を変更することができる。

その場合は、申請者が新たに登録する加盟団体をとおして本協会に変更申請を行う。また、既にその年度の本協会登録料を従来所属していた加盟団体を通して納入している場合は、本協会への登録料は不要とする。

(資格の喪失及び登録の取消)

第 10 条 次の項目に該当する場合は登録を取り消す。

- (1) 本協会の規約及び加入団体の規約等に違反した場合。
- (2) 競技者規定第 9 条による処分が行われた場合。
- (3) 登録会員としての体面を著しくけがした場合。
- (4) 登録に虚偽があった場合や不正使用等違反する行為が認められた場合。

(規定の変更)

第 11 条 この規定の変更は、理事会の議決による。

附則 1 この規定は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

- (1) 令和 2 年 4 月 18 日改訂 同日施行